

一般社団法人 八尾市観光協会

役員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人八尾市観光協会（以下、「協会」という。）定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、協会を主たる勤務場所に労働する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外をいう。
- (4) 報酬とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受領する財産上の利益をいう。費用と明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、原則として役員は無報酬とする。ただし、常勤役員については、職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

(報酬の額)

第4条 常勤役員の報酬額は、理事長が理事会の承認を得て定める。ただし、協会の常勤の職員を兼ねる場合、報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずるものとする。ただし、非常勤役員へ支給する費用弁償については、出席の都度、支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員等から申し出があった場合には、口座振込の方法により支給するものとする。

(費用)

第6条 協会は、役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員報酬に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は平成25年11月28日から施行する。

附 則

この規則は平成28年6月28日から施行する。